

令和3年11月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和3年11月10日 水曜日 午後3時01分から午後4時03分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (28人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	欠員	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	7番	荒松 将志	14番	川上 英章	
	8番	金本 常由	15番	小原 進	

4 欠席委員 (1名) (推委6番 鳥橋 千廣)

5 議事録署名委員の決定 (3番 高虫 秀樹、4番 山下 一郎)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 その他

(1) 定例会の日程について

(2) 農政部の開催について

(3) その他

8 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	齋 木 貴 敬
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山 根 江 利 子

9 会議の概要

事務局

それでは、議長のご挨拶のほうを、よろしくお願いします。

議長

引き続きですが、早くから来ていただいておりますね、大山は六合目ぐらいまで白くなったというような話を聞いておりますが、それなりの寒さが来るようになったのか、今年は長期予報によればですね、早く雪が降るといようなことを、11月の下旬頃から雪がぱらつくといようなことを話しているところもございます。それなりの対応、それから各品目、皆さんの活動についても、それなりの研修会をしようということで、第一歩目はこういうことで、次々に研修をしていくという形で、来月になったらありますけれども、またそういうことによつてですね、一つでも早く農業委員としてのすべきものを、この前も研修に行ってみますと、人・農地プランの講演があつたりとかしますけれども、一番大事なのはですね、地域地域での活動、全部良いところの話を聞いてみてもしようがないわけですし、〇〇の辺で見てもですね、空き家がたくさん出てですね、農地もだんだんと貸してあげたいという人がたくさんおるんだけど、受け入れる人がいないと、もう満杯ですよといようなことで、非常にこれから米とかなんかが安くなれば、逆に戻しますよとい現象が出てくるんじゃないかと。こんなによけ持とつたつて維持しないと、単価が合わないといようなことも出てくるんじゃないかと予測されるような形でですね、これからの農業について、担い手不足、やはり担い手がいないと受け入れしてくれる人がいないといことで、如何にしてその辺を掘り起こしていったり工夫をしていかないけんじゃないかといことで、定年退職後もですね、改めて農業者としての研修をして、担い手としての扱ひみたいな形でいかない無理がいくんじゃないかなといぐらい逼迫しとるんじゃないかといことでございます。研修を受けるほどですね、現状に政府が言っていることと、地域とのギャップがいろいろと問題点が出るんじゃないかを感じるわけですし、その点をですね、やはり鳥取県の中でも、地域別で町村ごとに全部違いますし、大山町の中でもですね、全部、地域によつてですね、差が出てきておりますし、集落営農つて言つたつて、非常にもう衰退しかけるといところもありますし、いろいろなことでオペレーターがいなくてかとい、いろいろなこともあります。そういうことですね、大山町人・農地担当チーム会議がございましたが、そこで王秋がですね、芯腐れして8割は持ち帰つてもらつたといのは、大山果実部の話じゃございませんので、これはあくまでも資料の中に入っておりますが、これは言つたらいけんけど、西の方の選果場の話でございまして、うちのところでも県下で梨の王秋がですね、芯腐れになつとると。天候不順によつて、今年ですね、気温の関係でですね、温度が高くなつてといようなことで試験場が言つてありますけれども、やはり作物を作るのに大事なのは、きちんとした農地の中で、どれだけ土壌改良しながら健全な木を作つていかなければならないかと。それと、盛んに温暖化といことで、農薬が島根県なんかでもワカサギが

おらんようになったとか、ゴズがおらんようになったとかって盛んに言ってお
りまして、ニコチン系の殺虫剤を使つとるからということで、これから本当に
米の防除に対してもですね、防除出来ないということで、ウンカとかカメムシ
なんかはニコチン系でございますので、これから本当にいろんなことで審議し
ていかないけん部分もありますし、その中での対応ということで、どこにし
ても、どの品種にしても、その中での役割をまとめていく中でも、やっぱり十分
に地域性を持った中でですね、検討していかないけんということ、結構、
話も進んでいくんじゃないかなと思っております。その中での研修なり何なり
をしてですね、十分に農業委員としての持ち分、それと人との係わり方、なか
なかコロナの関係でですね、話が出来なかったと。この前の研修会も出てみま
すと、お互いに話をすると、地域での話をすると、コミュニケーションをとっ
てくださいよというのが一番大きな問題じゃないかなということ、盛んに言っ
ておりましたので、やはり、そこから代表で出てきとるわけですから、どうや
って行くのかってことを話し合っていたきたいということでございます。話
が長くなりますけども、いろんな形でですね、これからは担い手が少なくなっ
ていく中での、農業委員の役割というものが本当にこれから大事な部分になっ
ていくと思っておりますので、協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。
簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

議長

今日の欠席の方はですね、推進委員の6番さんが欠席でございます。あとは、
全員来られておりますので、この会が成立するということで、進めさせていた
だきます。

議事録署名委員の方はですね、3番委員さん、4番委員さんが議事録署名委
員になりますので、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、会務報告のほうを、事務局、お願ひいたします。

事務局

【会務報告】

- (10月 8日) ・定例農業委員会について。
- (10月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
・農業情報公開システム操作研修会について。
- (10月19日) ・西部地区農業委員会会長協議会臨時総会及び研修会に
ついて。
- (10月21日) ・大山町営農協議会幹事会について。
- (10月28日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。
- (11月 5日) ・農業委員会特別研修会について。
- (11月 8日) ・大山町営農協議会について。

議長

説明がございましたが、何かこれについて、ご質問のある方。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 チーム会議の報告の2番の(5)のところの、人・農地プランの実質化について、ちょっとお尋ねしたいんですけど。これは、ここに書いておられることについては、農林水産課のほうから出たのだと思うんですけど、担当者の方というか、こちらのほうの、私どもの〇〇地区の課題ってのは前からあって、まさにそのコロナで、ちょっと頓挫しておりますので、ぜひ連携をとってですね、この間の研修のこともありましたんで、あれを生かして取り組みたいと思いますので、ぜひその辺のところの、何ていうか仲立ちみたいなことを事務局のほうでお願いをして、〇〇地区で農業委員が2名と推進委員が2名、4名おりますので、どういう取り組みをどっからやっていくか、いつ頃からやっていくかっていうようなことについて、お互いにちょっと連携をとりながら進んでいきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

議長 事務局、お願いします。

事務局 はい。人・農地プランの実質化の話し合いですけども、農林水産課、今、△△くんが担当ですけども、課長にも併せてお伝えをしまして、進め方等、また相談する機会を設けるように話をさせていただきたいと思います。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、議事のほうに入らしてもらって結構でしょうか。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

41番、〇〇、田、2筆、5,746㎡。全体で※円の売買です。42番、〇〇、田、1筆、338㎡。全体で※万円の売買です。43番、〇〇、畑、1筆、527㎡。全体で※円の売買です。44番、〇〇、畑、1筆、631㎡。全体で※円の売買です。ページをめくっていただきまして、45番、〇〇、畑、2筆、合計1,352.36㎡。こちら反当で、※円の売買です。46番、〇〇、畑、1筆、3,297㎡。全体で※円の売買です。それぞれ、譲渡人、譲受人は、議案に記載のとおりです。

全て3条の要件を満たしております。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは、現地確認のほうを、委員さんによろしくをお願いいたします。

番号41番と42番、推委14委員さん、よろしくをお願いいたします。

推委14番委員 午前中に推委3番委員さん、農委7番委員さん、事務局で現地確認に行っていました。

41番、42番ですが、42番は41番の田んぼのほうに、一緒に組み入れられていまして、道路を挟んで、一枚ずつ両側にあり、耕耘され整備してありました。何も問題ないと思います。以上です。

議長 番号43番から45番について、農委7番委員さん、よろしくお願いいたします
ます。

農委7番委員 はい。午前中に委員3人、事務局で現地確認に行きました。

43番の畑ですが、家庭菜園をされている感じで、雑草等はほとんどなく、
きれいに管理されており、畑として申し分ありませんでした。44番ですが、
隣の畑の方が買われるそうで、既に、多分一部だと思うんですけど、きれいに
作付けされており、きちんと管理されておりました。45番、2筆に分かれて
おりますが、現地はもう既に一つになっており、元は荒地地だったそうですが、
きれいに耕耘されており、きちんと管理されておりました。以上です。

議長 それでは番号46番、推委3番委員さん、よろしくお願いいたします。

推委3番委員 はい。短い草が生えておりましたけども、すぐに農作物が作付けされる農
地だなというふうに思われました。周りも草地でございまして、恐らく□□牧
場さんは、草地もされるのかなあというふうに思いました。以上です。

議長 現地確認の説明がございましたが、何かご質問ありますでしょうか。

農委4番委員 はい。4番。

議長 はい。農委4番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委4番委員 番号41番の事務局の説明で、5, 746㎡の田んぼを全体で※円の売買
だという説明がございましたけども、田んぼで※円って非常に安いので、何か
理由があるのか。また、その下の田で338㎡なのに、※円という説明でした
けども全体で、非常に高いと思いますけども、何らかの理由があつてでしょ
うか。分かれば教えていただきたいと思ひます。

議長 はい。事務局、ご説明をお願いします。

事務局 はい。まず41番のほうですが、こちらは、管財人さんが立っておられます。
で、その財産処分ということで、お互いに話をされて、この金額に決まったと
いうことです。42番のほうなんですけど、41番の○○△△△△-△と入り会
いになっておりまして、入り会いのために、こちらも◇◇さんが、□□さんか
ら買いたい、これをきっかけに買いたいって話から、お互いに話をされて、こ
の金額に決まりました。

議長 農委4番委員さん、納得されたでしょうかいな。

農委4番委員 事情は分かりました。はい。以上です。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、第1号について、賛成の方は挙手をもってお願いいたし
ます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明
をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請

について、農地法第5条の規定により審議を求めます。

番号10番、〇〇、田、2筆。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用の目的としましては、◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎ということでご伺っております。続きまして、番号11番、〇〇、田、2筆。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用の目的は、建築条件付売買予定地ということでご伺っております。

まず番号10番のほうですが、位置図を4ページのほうに付けております。ごめんなさい。番号10の申請地の位置図、ゼンリンを付けているんですけど、色を付けさせていただいている部分が、右隣の田んぼも掛かりますので線を真っすぐ入れてもらって、隣の田んぼまで、色を塗っていただきますようお願いいたします。隣の土地まで掛かって、山陰道のその手前ですね、長方形の部分だけ三角は残ります。すみません。修正のほうをお願いいたします。それ以降5ページから7ページまでには、平面図と図面を付けております。こちらは見てのとおりですが、300メートル以内に〇〇インターがありますので、農地の区分は、第3種農地ということになっております。その他、農地法第5条第2項の各号には該当しないので、許可の要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号11番のほうですけれども、位置図を8ページのほうに付けております。11ページから12ページまでは図面を付けておりますが、11ページと12ページをご覧ください。こちらは建物の図面が付いているんですけれども、転用の目的自体が、分譲地の土地造成までですので、こちらの建築の建物の図面は、この建物が必ずしも建つというものではなくて、こういった建物を想定しているということで、ご提示がありましたので付けさせていただきました。で、こちらの農地の区分につきましては、反対側に〇〇支所がありまして、〇〇支所から300メートル以内でございますので第3種農地に、こちらもなっております。その他、農地法第5条第2項各号には該当しないので、許可の要件を満たしていると考えております。説明は以上です。

議長 それでは現地確認のほうを、10番について、現地確認の推委14番さん、よろしくお願ひします。

推委14番委員 先ほど説明がありましたように、〇〇インターの上り口の入り口のところでございまして、県道沿いの田んぼを2枚使ってですね、県道側を◎◎◎◎に使用して、奥のほうを田にするということでごございました。田んぼの耕耘は整備されて、きれいになっておりました。以上です。

議長 番号11番を除いてですね、10番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので、承認いたしました。

それでは推委12番さん、ちょっと審議いたしますので、(議事参与の制限のため退出を) お願いいたします。

(推委12番委員、退室)

11番について、推委14番委員さん、現地確認の説明をお願いいたします。

推委14番委員 はい。11番ですが、ここはですね、◎◎の前の辺に当たりまして、この辺に今、住宅アパートがものすごい勢いで建っております。この11番の土地ですが、その一角に囲まれるような土地で、休耕田となっております。以上です。

議長 11番について、現地確認のご説明がございましたが、何かご質問はありませんでしょうか。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員 すみません。11番について、建築条件付売買予定地ということで書いてございますけども、一般的に、建て売りの、建たないと造成だけは駄目だということで聞いてましたけども、この条件が付くということについて、条件付きですので、造成をしたけど建たなかったら、また農地にして戻して返すのか。そういった詳しい内容を説明をしていただかないと、ちょっと分かりづらいです。

議長 事務局のほうから、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。農委4番委員さんのおっしゃられるとおりで、従前は建て売り住宅だけしか転用の許可は下りませんでした。造成だけの転用は認めないということでありました。ですが、数年前からだったでしょうか、建築条件付という言葉が出てまいりまして、これは、転用事業者さんは土地の造成だけを基本的に行います。そして、分譲されるわけですが、そこで、売買があって、ここでいうと、9区画ですか、区画ごとに受け渡しをされると。その売り渡しを受けた方は、当然、建物を建てるわけですが、それで、仮に建物が建たなかった場合、農地に戻すのかっていうところなんです。造成してしまったものを農地に戻すっていうのは現実的には当然ございません。ですので、建築条件付の条件という部分になりますけれども、これは建たなかった場合に、ここは転用の事業者さんのほうが、建て売りを建てて売るといような形をとりますので、必ず家は建つという方向で動きます。途中まで、土地造成だけの分譲地としての売り渡しで、売れなかった場合は、家を建てて転用するということになりますので、必ず家が建つというお約束のもとで動いております。ですので、家が建たなかった場合の費用についても、申請の時点で資金証明をしていただきますし、必ず建てるんだという契約になっております。建築条件付の説明としては以上です。よろしいでしょうか。

議長 説明がございましたが、良いでしょうか。

農委4番委員 はい、分かりました。

議長 他に何か、ご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委12番委員、入室)

議長 議案第3号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。
事務局 議案第3号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号4番、〇〇、畑、1筆。申請人は記載のとおりであります。こちらは昭和55年頃より、宅地として使用されているということで、農地でなくなったと伺っております。位置図を次のページに付けております。以上です。

議長 現地確認のほうを、農委7番委員さん、よろしくをお願いいたします。

農委7番委員 はい。この土地は、古い倉庫みたいな建物が建っており、倉庫の建っていない部分については、採石が敷いてあり、農地としては適さないと見て帰りました。以上です。

議長 これについて、今説明がございましたが、何かご質問ありますでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は、以上です。

議長 番号のですね、544番から550番までについては、審議しないことにしてですね、後から審議しますので、その他について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

それでは、農委8番委員さん。ちょっと、(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委8番委員、退室)

番号544番から550番について、何かご質問ありませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

議長 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 番号8番を除いてですね、何かご質問ありませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
(全員挙手)

はい。どうも、全員賛成でございます。承認いたしました。

番号8番については、農委5番委員さん、(議事参与の制限のため)退席してください。

(農委5番委員、退室)

番号8番について、何かご質問ありませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。承認いたしました。

(農委5番委員、入室)

議長 報告事項はないということでございますので、その他に入りますので、定例農業委員会の日程について、12月の10日、午後3時から中山改善センターで行いますと。そのときにですね、農政部の会合がございますので、1時30分からやるという形で計画しておりますが、それについて、まず初めにですね、12月の10日にですね、午後3時から中山改善センターで、定例農業委員会を行うということについてはどうでしょうか。そういうことで12月10日に行います。

【その他】

- ・農政部会について。
- ・農業委員の欠員補充について。

議長 以上をもちまして、11月の定例会を終了させていただきます。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 高虫 秀樹

議事録署名委員 山下 一郎

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。